

## **平成26年度 第5回文京区地域福祉推進協議会 障害者部会**

日時 平成26年10月30日（木）午前10時から正午まで

場所 文京シビックセンター24階区議会第1委員会室

### **<会議次第>**

1 開会

2 議題

次期障害者計画の中間のまとめについての検討

・「文の京」ハートフルプラン文京区地域福祉保健計画

障害者計画（平成27年度～平成29年度）（「中間のまとめ（案）」）

3 その他

次回日程の確認

### **<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>**

#### **出席者**

高山 直樹 部会長、安東 治家 委員、柴崎 清恵 委員、佐藤 澄子 委員、  
安達 勇二 委員、猿渡 達明 委員、天野 亨 委員、山口 恵子 委員、  
伊藤 明子 委員、江澤 嘉男 委員、古市 理代 委員、秋田谷 徳子 委員、  
溝畑 雄二 委員、清野 亜美 委員

#### **欠席者**

齋田 宗一 委員、佐久間 光江 委員、望月 和美 委員

### **<事務局>**

#### **出席者**

須藤障害福祉課長、福澤福祉センター所長、  
伊津野保健衛生部参事予防対策課長事務取扱、宇民教育センター所長  
前田統括指導主事（教育指導課長代理）

#### **欠席者**

新名保育課長、北島教育指導課長

### **<傍聴者>**

6名

**障害福祉課長**：皆様おはようございます。それでは、これから第5回障害者部会を始めさせていただきます。

では、高山先生、どうぞよろしくお願いいたします。

**高山部会長**：おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

今日は5回目となりますけれども、前回いろんなご意見をいただいたところ、修正のところが今日の議題になります。

それから、また、自立支援協議会の親会にも、この中間報告、中間的なまとめをお諮りをさせていただいて、いろんな貴重な意見をいただきました。

この委員の方々にも、親会のメンバーである方もおられますけれども、そのことを踏まえて、この計画をよりいいものにしていきたいと思いますので、今日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、今日の出欠状況をお願いいたします。

**障害福祉課長**：委員の皆様の出欠状況です。

本日は、佐久間委員がご都合でご欠席です。それから、幹事のほうなんですけれども、新名保育課長が欠席、そして北島教育指導課長はご席ですが、前田統括主事が代理出席となっております。また、時間で退席される方がありまして、猿渡委員は11時までと伺っております。幹事は、福澤所長と宇民所長が11時半で失礼させていただきます。

出欠状況については以上です。

続きまして、資料の確認です。既にお送りしてありますのは、次第、そして資料の中間のまとめ、こちらのほうをお送りしてございます。

本日の席上配付資料です。こちらは席上配付資料1といたしまして、自立支援協議会での意見聴取についてというのが1枚あります。席上配付資料2は、第4回障害者部会の資料で、これまで検討していただきまして、意見を反映して変更した箇所の一覧というものがございます。それから、お送りした資料の中の第2章に、ちょっと字が読めなくなっている部分があったので、差しかえとして資料3がございます。そして、席上配付資料4といたしまして、横に書いてございます成果目標と活動指標の関係という資料が1枚ものがございます。

それから、ホチキスどめの2枚になってございますが、これは前回、天野委員がお持ちいただきました資料です。本来であれば前回の資料としてということがございましたけれども、資料の持ち込みに関して協議会全体の取り決めがございましたので、今回、皆様にお配りしてございます。天野委員からいただいているものが1枚目の資料でございます。このことに関して、2枚目のほうが、ホームページ等に出てきているものでございますので、参考ということでつけさせていただきます。

本日の資料については以上です。

**高山部会長**：皆様、大丈夫でしょうか。ありましたか。

それでは、本日の予定について説明をお願いいたします。

**障害福祉課長**：本日の次第に基づきまして進めさせていただきますが、本日は、これまでご議論いただきました次期の障害者計画の中間のまとめについて、全て今日が出るという形になります。これまでのご議論を踏まえて、全体はどうかということで、こちらで今日、中間のまとめ（案）が決まりましたらば、これをもとにパブリックコメ

ントをとり、そして1月に最終案の検討という形で進めたいと思います。その中間のまとめ、最後ということをお願いしたいと思います。

本日の予定は以上です。

**高山部会長：**それでは、議題に入っていきたいと思います。

今、説明がありましたように、次期の障害者計画の中間のまとめの検討であります。

前回、4回のこの部会において、中間のまとめについての皆様のご意見をいただきました。そのことを反映させた形になっていますので、その修正をまた今日は検討していただくということになります。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

**障害福祉課長：**それでは、本日の席上配付資料2、中間のまとめからの主な変更箇所一覧をご覧ください。そちらとつき合わせながら、お送りしてあります中間のまとめを見ていただければと思います。

まず、第1章です。

1ページをご覧ください。1ページの一番上の行ですけれども、猿渡委員からのご指摘だったと思いますが、障害者虐待防止法が書いていないのではないかとということで、こちらのほうを1行目最後のほうに追記をさせていただいております。それから、こちら事務局の判断といたしまして、法律の正式名称、たとえば、総合支援法というふうに通称で呼んでおりますけれども、正式にはというようなことで、脚注、1ページの下でございまして、そこに正式な名称をそれぞれ記載してございます。

続きまして、第2節、2ページですけれども、こちらは第2節の表記を「計画の性格・位置づけ」というふうに訂正してございます。こちらのほうは、その下のほうに、法律に基づく計画名というのが書いてございます。これ、かなりちょっとあっさり書いてあったものを、少々説明を加えて、この欄で書いてあるというものになります。

それから、第3節の計画の期間というものを追加で入れております。

1章については以上です。

**高山部会長：**1章について、何かご意見等があればと思いますが。

どうぞ。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。よろしくお願ひします。

表記の件で、1点、ちょっとこちらの資料を送られてきてから、少し違和感があった部分、一つだけなんですけれども、ノーマライゼーションという言葉が幾つか使われているんですけれども、もうこちらインクルージョンという理念という形に今時代が変わってきているかなと思うんですけれども、このノーマライゼーションという言葉はインクルージョンということに変えるということについては、何か問題等ありますでしょうか。もし変えていただきたいということであれば、変わるような可能性はあるんでしょうか。

**高山部会長：**ここはいろんな議論があるところですね。ノーマライゼーションの発展型がインクルージョンなんですけど、まだ日本のはノーマライゼーションになっていないというところがあるというのが1点ありますね。しかし、インクルージョンということも大切なので、インクルージョンということも入れてもいいかもしれませんね。

ただ、ノーマライゼーション、まだ日本の場合は完成していないわけです。全然まだ

発展途上だという意味もあるんですね。

ただ、インクルージョンも大切ですよ、この3年間の間ということに関しては、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**実は、事務局といたしましても、その概念をどうここに反映させるかということで、高山先生のちょっとご意見もいただきたいところです。

東京都の計画、あるいは国の計画等も見た中では、十分にこなし切れていない。それから、インクルージョンについていろんな意見があって、共有の認識として十分成熟しているのかどうか、少し確認がとれないところがございましたので、今回、ともに育つとか、そういうインクルージョンを説明するような概念はきちんと書き込もうということなんですね。

ですので、そのあたりは、高山先生のご見識も伺いながら、ちょっと工夫させていただければと思います。

**古市委員：**ありがとうございます。もちろん理解しました。もちろんインクルージョン、ノーマライゼーションの発展途上ということで、ただ、区として、文京区としてインクルージョンを目指していきたいという、そういう強い思いも入れ込んでいただきたいなという、その気持ちのあらわれみたいなものですから、これを読んだ方にとって、ああそうですねというところを訴えたいという気持ちも酌んでいただければと思います。

**高山部会長：**そのとおりだと思います。これは障害者計画ということで、障害者の分野だけの話じゃなくて、これは文京区の地域福祉保健計画の中の1計画ですから、そういう意味では、高齢者のところでは、もう地域包括ケアという形でインクルージョン的なところが入ってきていますので、インクルージョンということもどこかで入れる必要があるかもしれませんね。その一つの目的と目標としてですねということはあると思います。

じゃあ、それはちょっと私のほうで預らせていただいて、文言のところを少し検討して、加筆していくような方向性にしたいと思います。ありがとうございます。

ほかには。

どうぞ。

**障害福祉課長：**先生、すみません、ちょっと説明のほうはまだ不十分でした。追加の説明がございました。

3ページをご覧ください。こちらのほうが第4節のこれは文言の修正ですけれども、第4節、3ページの上です。本計画という表現で、この概念図——構成図といいますか、書いてございます。この本計画というのは、図の説明の上に地域福祉保健計画、このことを指しておりまして、今、皆様にご議論いただいているのは、障害福祉計画ですので、ここは障害福祉計画というふうに、文言は変えます。

それから、図のほうですけれども、これ、前回は地域福祉保健の推進計画、今、この図では左側に来ておりますが、前回はこれ、右側ということなので、全体の調整の中で右から左に移ったと、これは移動だけの話ですが、そういう形になっております。

それから、4ページ目、こちらは今回、新しく追加されております。ここの中身は、計画の推進に向けてということで、地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進、

全体でやっていきますよ、連携を進めますよという概念図も含めて書かれております。こちらは障害福祉計画の中でだけというよりも、全体で共通するものということで追加されたものでございます。

すみませんでした。説明は以上です。

**高山部会長：**この追加を含めて、何かございましょうか。

4ページのこの真ん中の図がでございますよね。これがインクルージョンかもしれません。だから、こちら辺のところにインクルージョンという言葉を入れていくということもあるかもしれませんね。

いかがでしょうか。

今日は7章までありますので、いつも最初のほうに時間をとってしまって、最後のほうが余りいけませんので、またご意見があれば戻ることも可能ですので、1章はこのような形で修正と、それからインクルージョンというところに関してのところの概念を入れていくという意見をいただきました。

よろしいでしょうか、1章の件は。

次、お願いいたします。

**障害福祉課長：**それでは、第2章、計画の基本理念・基本目標になります。

こちら、丸が6個並んだ六つの柱ということで、これも全体の地域福祉計画を共通するものということでございますが、上から3番目、そして下の二つがちょっと字が切れておりましたので、本日、席上配付資料で差しかえをさせていただいております。

こちらのほうは全体で協議され、これまでの計画を踏まえた形ということで出されております。六つですが、人間性の尊重、自立の支援、支え合い認め合う地域社会の実現、健康の保持・増進、区民参画及び協働の推進、男女平等参画の推進、この六つが基本理念として書かれております。

説明は以上です。

**高山部会長：**2章に関して、いかがでしょうか。

人間性の尊重って、別に、一般的に人間性の尊重といいますかね。ちょっとわかんないですけど、みんなのご意見を聞きたいんです。

**猿渡委員：**基本的人権の尊重じゃないのかな。

**高山部会長：**基本的人権。いや、これは人権でもないね。

**障害福祉課長：**ちなみに、これは現計画とほぼ同じという形です。今回、11月に全体の地域福祉推進協議会がございますので、そのときにまた、先生もそういったご意見があれば。全体で考えていく部分になります。

**高山部会長：**いかがでしょうか。

では、よろしいでしょうか、第2章に関しては。

これは全計画に関しての基本理念・目標ですということですが、ここもまた戻ってもいいと思いますので、2章に関しては、よろしいでしょうか。

それでは、3章、お願いいたします。

**障害福祉課長：**3章の変更点をご説明します。

まず、ページ数で8ページをおあけください。こちらは障害者手帳の全体数で、合計数だけではなく、級ごとにどうなのかと。愛の手帳の数は入っているんです。1度、2度

という区分がありますようにということで、追加した表とグラフになります。表のほうが、ご指摘のあった中身でつくらせていただいております。上のグラフは、一応つくってみたという感じがありますけれども、こういった表を余り私も見たことが、グラフはないので、これが効果的かどうかであるんですが、こういった形で、それぞれの1級であれば、内部障害の方が中心ですとか、そういった部分がわかるのかなというグラフになっております。

続きまして、10ページです。10ページにつきましては、これは精神障害者の方の手帳所持の説明でしたけれども、自立支援医療の利用者数も書けないかということで、こちらは文中に、2行目のおしまいから、「自立支援医療の利用者は、25年度末現在、2,344人」との記載を追加しております。

続いて、11ページ、こちらのほうは数のちょっとミスがございまして、人数を確認した上で、数だけ変更されているというものでございます。

それから、次は、課題の部分でご指摘のあった部分です。

20ページをおあげください。20ページの下の子課題という囲みのところですが、天野委員のご指摘だったと思いますが、「家族や友人などの身近な人物が相談相手として多く挙がっていることから」というのは、表現としてどうなのかというご指摘があったかと思っております。ここはかえってわかりにくくしているかということがございましたので、そのところは書かない形で、「身近で分かりやすく、利用しやすい相談窓口があること。」という形にしました。、そのほうがすっきり表現としてはわかるかなというふうに変えさせていただきました。

次が、23ページの上にある囲みのところですが、こちらのほうは、1番目の行ですけれども、情報提供、相談支援だけではなく、作業訓練等、ここを具体的に書いたほうがいいのではないかとということで、こちらを追加しております。

次に、26ページです。こちらは、一番下のところなんですが、ここは前は「放課後等居場所対策の充実が図られること」という書き方でしたけれども、こちらを「障害のある子どもの居場所」というふうに少し概念を広くした形での変更となっております。

3章についての変更点は以上です。

**高山部会長：**ありがとうございました。

3章、幾つか変更点があります。

特に障害の種別あるいは等級等々のところで、詳細にこの数字があらわれていますけれども、いかがでしょうか。

**猿渡委員：**公募の猿渡です。

前回言ったことで、入れていただけたのは、すごくこちらとしてもわかりやすい、実態数とか、これからの相談支援とか、そういう部分から考えたときに、やっぱりこういうふうに統計的なものとかが出ていると、やっぱりある程度どういうふうにその地域の中でやっていったらいいのかというのが、少しわかる気がします。ありがとうございました。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

**秋田谷委員：**文京福祉センター幼児部父母会の秋田谷です。

前回、放課後等のところで、26ページなんですけれども、変更をしてくださいますと、

ありがとうございます。

こちらの今回変更のあった「障害のある子どもの居場所対策の充実が図られること」ということに変更していただいたんですけれども、医療的ケアが必要な重度障害のあるお子さんの保育園等の居場所がないということが、今ちょっと福祉センターのほうで挙がってしまっていて、重度障害を持つお子さんのお母さんが働きたいということもありますし、重度の障害を持たれる方がずっと在宅で過ごされていますので、保育園等に行って、集団の中での子供の育ちという点でも保育園等あればいいかなと思うんですが、現状、文京区では、そういう重度の障害医療ケアが必要なお子さんの入れる保育園がない状態であるので、そういったところがこの計画の中にも医療的ケアが必要な保育園等の計画が書いていない状態なんですけれども、そういったところをもし計画に入れていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**高山部会長：**そういうニーズがあるということですが、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**本日、保育課長は欠席ではございますけど、医療的ケアが必要であることで保育園が使えない、就労も難しいということは、それは何とかしなきゃいけない課題だろうという認識はございます。今どういう方法があるかということも内部で検討中ということなんですけども、確かにここの部分を反映するならば、どこかというのがちょっとありますけれども、何らかの形で書き込めるのかどうか、ちょっとそれを検討させていただければと思います。

**古市委員：**すみません、先ほどの話を聞いておまして、おととい、子ども・子育て会議がありまして、その中の計画、同じ地域福祉の会議のほうなんですけれども、地域型保育事業という事業がありまして、その一角に居宅訪問型保育事業という項目があります。今、多分、恐らくおっしゃった方は保育園でということ希望されていると思うんですけれども、あるいは居宅でも見ていただけるようなシステムが選択肢の中にあればいいのかなと思ったんですけど、その場でもどなたかの委員さんが発言されていたんですけれども、保育事業の計画自体が、名前はありますけれども、見込みというか、確保の方策の見込み自体がもうないんですね。ゼロといいますか、ここ何年間、31年度までの計画すらないというところは、それは障害福祉課としてはどのような捉え方をされているのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**保育の制度の中で新しくそういう居宅訪問型という類型もできているということです。また、本当に今回できたというところで、その事業者の方がどれぐらい対応可能なかというところは、まだちょっとつかみ切れていないところがあるかと思いますが、今お話があった医療ケアの必要な方への対応の一つの選択肢というふうには捉えているところです。

ただ、具体的にすぐ書ける状態かということが、残念ながら難しいところですが、全体としてはひとつの選択肢というふうな感じをしております。

**古市委員：**ありがとうございます。もちろん来年度に反映というのは非常に難しいかと思えます。ただ、この3年間の中で、ニーズ調査をして、新たに事業として、文京区として考えていただけるとありがたいなと思えますので、よろしく願いいたします。

**高山部会長：**ありがとうございます。

この計画、分野別計画になっていますけれども、実は、例えば障害のある方が65歳に

なるときには、今度、介護保険に変わっていくとか、あるいは子育て支援計画のところとの連動とか、こういうことをきちんとしていかなきゃいけないんですよ。

ですから、今の医療的なケアを必要とする障害のある子供の、また、その家族支援のところ、この子育て支援計画のところとどうリンクさせていくかみたいなどころですごく大切になってくるような気がいたしますよね。

これはいわゆる親会というか、そこでもそういう連動性というか、横のつながりをどうつくるかというのが常に言われているんですけども、そこもちょっと精査していただくというか、していただいて、それから、すぐに計画には盛り込むことは難しいかもしれませんが、今のところは何か文言を盛り込んでいくような形は、ニーズがあると思いますので、ニーズ調査をするも含めてですね、つけ加えていくというのは大事なかなと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

先ほどのニーズ調査という話がありましたけれども、この計画をするに当たってニーズ調査をしてくださっていると思います。それが子育てに関して言えば、25ページのこの悩みや不安というところが載って、グラフにしてくださっているんですけども、おとといの会議でも出ましたけれども、じゃあ通常の子育てと私たちの障害を持つ子供の育てって何が違うのかという、その比較というところがわからないと、これを見た方が、じゃあ何を困っているのか、何を具体的に障害福祉課のほうでケアが必要なのかというのが、ぱっと見てわかるような、そういう比較のグラフがあったほうがよりわかりいいんじゃないかという発言をされた委員もいらっしゃいました。私もなるほどなと思いついて、このグラフだけ見ると、確かに悩みがあるんだなというのはわかるんです。ただ、どういうところにより何が、どういう数値目標といいますか、どこまで健常のお子さんを育てていらっしゃる方は、じゃあ不安がないのか、悩みがないのか、そういうところが見えてこないとか、よりどういう項目に対して私たちは悩んでいるのか、じゃあそこに対して具体的なサポートが何が必要なのかというのは、こういうグラフで見ればわかるような、ちょっと比較グラフみたいなものがあると、よりいいのかなと思いつきました。今からつくっていただくのは大変かもしれないですけど、実際もうニーズ調査をしてくださっているわけで、比較グラフもあるわけですから、そこをちょっと、項目を入れていただくというのは、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**こちらの計画のほうは、より具体的にどの部分にご不安等、悩みがあるのかと、そういうところを出すことが大事だろうということで出しております。また、さらにその施策につなげていくときには、もう少しこの数だけではない、聞き取り等、あるいは相談の中身等を分析した形が要るのかなと思っております。

また、国のほうで、今年の7月に、今後の障害児支援のあり方についての報告書が出されておりますね。その中身というのも、心のケアの部分もあったり、ペアレントトレーニングの部分もあったり、当然、就労の支援だったりということもございます。そういった部分も参考にしながらのところかなと思っております。障害者計画とすれば、具体的な中身をきちんと、調査内容を出すことが大事かというふうに判断したとこ



ろでございます。

**高山部会長：**多分これは量的調査の結果のグラフになっているんですが、例えば医療的ケアを必要とするお母様あるいは家族のそういうニーズ調査というのは、むしろ質的調査のほうがいいですね。量的よりも質的、その量がたくさんあるわけではないわけですから、質的にどういう具体的な課題やニーズがあるのかということをやはり知っていくことが、これから大切なんじゃないかなと。ちょっと、これこそ計画とはちょっと別の話なんですけれども、そういう意味では、そのほうがいいような気がします。

実は、前回のニーズ調査は、この量的調査と同時に、知的障害の方々に対しては質的調査をして、インタビュー調査をして、そして反映させているところがあるんですね。そういうことをやっぱりそれぞれやっていく必要があるかなという感じがしていますので、そういう方向性を計画に、具体的に落とし込むことは難しいですけど、そういう方向性のところの文言をちょっと入れていくということがすごく大切かもしれませんね。

**障害福祉課長：**今、ここでは具体的に書けないところがあるんですが、進める場合には、本当に先生がおっしゃったような形でやっていくことが必要かと思います。ですので、ここではその姿勢がある程度きちんと出せているかどうか、そこが大事なのかなと思います。

**高山部会長：**そういう意味では、秋田谷委員言われたように、最後の26ページですか、そここのところの四角の欄のところには何かそういうところの方向性を含めて、何かつけ加えられるといいかなという感じがしています。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、4章に入らせていただきます。

**障害福祉課長：**それでは、4章です。

ページ数でいきますと33ページをおあげください。こちらには主要項目の方向性及び目標ということで、六つの柱が書いてございます。

まず、(1)の自立に向けた地域生活支援の充実ということで、こちらのほうは、上から2行目のところの後ろに、「障害福祉のサービス基盤整備等が必要です」と書いてございます。前は、ここが「施設整備」というふうに書いてございましたが、ご指摘がありましたので、広くサービス基盤、これはちょっと「の」が抜けているかもしれませんが、「サービス基盤の整備等が必要です」という形に書いてございます。

それから、その下の(2)の相談支援の充実と権利擁護の推進、この部分では、基幹相談支援センターに関する記述が2段落目にありまして、前の表現ですと、基幹が中心となって対応しますという表現がございましたが、基幹がやるだけではなく、この3行目の「中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと関係機関が連携しながら」と、こういう形できちんとあらわしたいということで書きかえております。

次の34ページです。(3)は、障害者が当たり前に働ける就労支援、ここには、前は「毎年10人ずつ増加させていく」という表現がございましたが、これは何かちょっと違和感があるとご指摘をいただきました。それがなくてもすっきり読める内容ですので、なくしたというものです。

次の(4)子どもの育ちと家庭の安心への支援、今のテーマにも関係するところですよ

が、ここの11行目のところは、その真ん中のほうです。「障害児と健常児が共に育ち合う環境」、これは前は「自然に交流できるよう」みたいな形がありましたが、その交流という言葉自体がそもそも分けて考えているのではないかということがあります。ここがインクルージョンの考えを具体的に表わす所であり、このような表現に変えているところです。

そして、その二つ下なんですけど、ここには前は書いてございませんでしたけれども、お仕事との両立ということがテーマとして結構ありました。当然とは思ってはおりましたが、やっぱり言葉できちんと出しましょうということで、こちらのほうでつけ加えさせていただきました。「仕事と子育ての両立を含めた」——これは現計画にも書いてある言葉ですけども、「障害のある子どもを持つ保護者の支援」ということで書いてございます。

それから、隣の35ページです。(5) ひとにやさしいまちづくりの推進、こちらのところは、天野委員のほうから段差の解消ということは、実はとてもきちんと見なければいけないところ、単純に解消すればいいものではないということも伺いまして、本日の資料でもそこがきちんと書かれているところですが、「段差の解消」ということをなくしまして、それでもきちんと読めるということで、今までは施設や道路の段差の解消という形でしたけれども、「公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に」という表現で広くあらわしたほうがよろしいんじゃないかということで、「段差の解消」を削除しております。

それから、(5)の最後の3行ですが、ここについては、記載の追加をしております。追加したところが、下から3行目の後ろ、「当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方」、ノーマライゼーション自身、そのものではないのかもしれませんが、ノーマライゼーションの結果というような表現になりますけれども、ここをあえて追加したという形で書きかえております。

4章については以上です。

**高山部会長：**ありがとうございました。

修正幾つかありますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

34ページの(4)のところ、「仕事と子育ての両立を含めた」という表記を加えていただいて、ありがとうございました。

これを受けますと、26ページの課題のところなんですけど、これに対する課題という、家庭への支援ですから、もちろん障害のある親御さんの仕事と子育ての両立というところの課題も具体的に乘っかってきたほうがいいのかと思うんですけども、強いて言うなれば、一番最後の「障害のある子どもの居場所対策」ということになるのかもしれないんですけども、このあたりが、就労支援という言葉が適切かどうかわかりませんが、その両立を含めた子供を持つ保護者の支援というところの文言もあってもいいのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**私のほうも、ちょっと先ほどの不安や悩みに対する部分もどうかということと、就労の関係も確かにちょっと思うところがあるのと、ただ、ほかとの balan

スで、ちょっと項目数がやたらとここが大きくなるのともなるので、ちょっとそのあたりはきちんと要素が排除されることなく入っているような形で、工夫ができるかどうかちょっと考えたいと思います。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

何か心豊かとか言ってなかった。

**猿渡委員：**何となくその「心豊かな」という部分は、非常にちょっと気になるんです。心豊かなとか、障害を持っている人もいない人も何だろう、自分らしい暮らしをどういうふうにしていくかというところは、別に、何だろう、僕ら心が貧しいとか、そういうふうな形では考えてはいないんですけど、社会的に障害を持っている人は弱者でみたいなどころで見られることが多いので、ちょっと心豊かなというところだと、やっぱり例えば精神障害を持たれている、今日なんかもこれからフォーラムをやるんですけど、精神障害だったり、いろんな悩みを持つ家族であったりというところ、やっぱり僕らは家族もそうですけど、頑張らなきゃいけない、この子がいるから頑張らなきゃいけない、障害のない子たちにやっぱり負けちゃいけないみたいな、特に障害を持っているお母さんたちは、うちのところもそうですけど、本当にお母さんたち、今回、杉並にヘレンとかできましたけど、やっぱりそういう要望なんかもある中で、本当にどういうふうには療育とかというのは、多分ずっと悩んできているところなので、ちょっと心豊かなという表現は変えていただいたほうが。どうしてもやっぱり私たちは頑張らなきゃいけないんじゃないじゃなくて、障害があっても地域の中で当たり前の子育てしたりとか、仕事をしたりという部分があるので、もうちょっとそこを考えていただきたいなと思います。

**障害福祉課長：**確かにこの表現、この障害者計画の中では、ちょっとあれかもしれません。これは、高齢者計画などでも、つい使ってしまうような表現なんです。ただし、ノーマライゼーションということ等の冠につける修飾の説明とすれば、何か余計なことを書いている感じがします。ここではもっと淡々として当たり前というところのほうがいいのかもしれないですね。そこはちょっと検討させてください。

**高山部会長：**じゃあ、これはちょっと検討しますね。確かにニュアンス的なところはよくわかりますね。

ほかにはいかがでしょうか。

ここは方向性と目標ということですので、これをもとにして具体的な計画となりますが、よろしいですか。

**障害福祉課長：**今日、天野委員からの、本来ですと前回でしたけれども、ここの段差の解消にかかわる部分の資料かと思っておりますので、これがそういうことでよろしいでしょうか。これは国土交通省の道路の――皆様のお手元の今日の席上配付資料の一番最後についているものです。

ここには明確に、一番最後、下のほうですけども、「歩車道境界の縁端段差について以下を規定、段差は標準2cmとする」というようなことが書いてございます。ここに明確にあらわれているということですね。

こういったことをきちんと踏まえた上で、段差の解消という言葉は、細かく書き出すと2cm以上のですかね、ちょっとそこがここに細かく書くのもということで、段差の解

消をあえてとって、第6章のところで、その部分、書き込んだという形になります。

**高山部会長**：何か天野委員、いかがですか。

**天野委員**：天野です。いろいろご配慮いただきまして、ありがとうございました。

非常に私たちも歩いているときに、段差があったりなかったりという、最近ない、あ、ないって気がつくことが非常に多くございます。こういうふうに明確に書いていただくと、とてもありがたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

**高山部会長**：ちょっと教えていただきたいんですけど、段差の2cmってありますよね。これは何か根拠があるんですか。

**天野委員**：はっきりしたことはわかりませんが、このガイドラインをつくる際に話し合いが持たれて、その中で、車椅子やベビーカーの使用の方についても、このぐらいだったならば何とか許容ができるかなというところのようでした。

それから、私たちもこのぐらいあれば、足元、足の靴の感覚で確認することが可能かなということのようです。

**高山部会長**：猿渡委員はどうですか。

**猿渡委員**：やっぱりどうしても障害の状況とかによって出ては来るんですけど、やっぱり僕らも最低限ちょっとした段差でもないというの、バリアフリーで本当に平らがいいのかと言われると、やっぱりそれに関しては、本当に人それぞれですし、僕らだったら、確かに越えられる、一緒に追加資料のところにも出ていますが、黄色の点字ブロックみたいな細い、ああいうのがついたことで、逆に僕らが本当に段差を越えるときに、前みたいな切り下げのがつくんというのじゃないので、すごく行きやすくなったりという点では、やっぱり僕らも少しの段差とかがあることで、僕なんかもADHDとかもあるので、段差があるとかなないとかって見えづらかったりするんで、そういうところでは、ちょっとでもあるということをやっぱり示せるということでも、こういうところはやっぱり歩み寄りであるという部分ではあるので、すごくいいんじゃないかなと思います。

**高山部会長**：ありがとうございました。

**障害福祉課長**：ちなみに、補足資料としておつけしましたのは、その裏にございます。

こちらは段差のことについてかなり絵も入れて詳しく書いてありまして、この2cmの説明も、白杖や足により歩車道境界の認知が可能な高さが2cmであるというようなことです。なおかつ、私も初めて知りましたが、2cm未満にする場合でも、識別性の確保という形で、縁石表面に突起をつけるですとか、こういったいろんな工夫があるのかなというところが、今回、改めて認識させていただきました。少なくとも、とにかく歩道と車道をきちんと識別できるように、なおかつ、例えばこういう縁石表面の突起という形でのスロープはつけつつも、認識できるように、そんな工夫もあるということがあるようです。

**高山部会長**：ありがとうございます。勉強になりました。

ここら辺の絡みだと、前回の計画なんかのときに、自転車の問題って出ていましたね。文京区は自転車、僕はわからないですが、多いという、そういうことで自転車にぶつかってしまうみたいところがある、放置自転車の問題とかというのが出ていましたけども、そこら辺のところ、それはまた後でと思いますけれども。

このところの内容も少し盛り込んでいるということになります。

4章、いかがでしょうか、ほかには。

それでは、5章に移りたいと思います。

説明をお願いいたします。

**障害福祉課長：**5章の計画の体系です。こちらは、ほかの計画と重なっているところの表記のご説明だけになります。

37ページの2の相談支援の充実と権利擁護の推進、ここの1の11には、「地1-1-1」と書いてございます。これは地域福祉推進計画のところが進捗管理をしますよと、ここの重複をきちんと書き込むのは、障害福祉計画には載っているけども、進捗管理をする必要がある事業で、ほかの計画でそれをやりますよと、そういう計画についてこの表記が入っているということです。

この表記が多いのは40ページです。割合地域福祉計画が多いんですけども、最後の5の6の5、ファミリー・サポート・センター事業、これは子育て支援計画のほうで進捗管理をしていきますよ、そういったことをあらわしているという表記です。この表記の部分だけ追加となっております。

以上です。

**高山部会長：**5章に関して、この計画の体系ですね、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

6章ということで、次お願いいたします。

**障害福祉課長：**では、6章の変更点です。

ぐっとページが飛びまして、77ページをおあげください。こちらは一番最初のタイトルの部分ですが、4-1のタイトル、前は「障害の早期発見・早期療育」、ただ、お子さんにとっての療育だけということではないので、もっと広くということで、「障害のある子どもの健やかな成長」という形でタイトル、名前を変えております。

そして、リード文の3行目、「障害の特性」とだけがあったんですが、「特性及び個に応じた」の「個」を入れたという形になります。

それから、79ページのリード文です。こちらの上から3行目のところに、ここは「個に応じた」というふうだけでしたが、そこに「及び家庭の状況に応じた」の言葉を入れております。

そして、80ページ、4-2-5、個別の支援計画の作成、ここの2行目には「保護者の意向も踏まえながら」、ちょっと説明文のほうは「意向も尊重しながら」と書いてありますが、どちらでもなんですが、保護者の意向という部分を追加したものでございます。

そして、91ページ、こちらの最初の方針の部分ですけども、佐久間委員のほうから情報発信ということを何かもっと取り組んだほうがよろしいのではないかとということがございましたので、2段落目の3行目、終わりのほうですけど、「情報発信の強化を含めた」ということで、いろいろ表現を考えたんですが、一番広く捉えるならこれかなということで、「情報発信の強化を含めた様々な取組み」という形で追加をしております。

そして、92ページ、真ん中の5-1-2、道のバリアフリーの推進、これは今お話にありましたところで、段差の解消のところの文言に括弧書きで、「解消後の標準段差2cm」ということで書いております。

また、ちょっと追加の説明、文章ではないんですが、そのときには、天野委員からは、エスコートゾーンという形も追加できないかというようなお話があったと思います。こちらのほうも確認したところ、こちらがどうも、区がやるということにはならない部分のようでして、警察の所管ということなんです。ですので、区の中でやりますと書くには少し難しいかなということで、申しわけございませんが、こちらのほうは記載はしておりません。

ただ、いろんな機会がある中では、そういったこともお伝えしていこうという形になります。

そして、100ページの5-5のリード文です。ここは2行目の真ん中のほう、「相互理解を図るとともに」のこの言葉が前はございませんでしたけれども、少しイメージを膨らませるということで、これを入れているということでございます。

第6章については以上です。

**高山部会長：**6章に関して幾つか修正いたしましたけども、いかがでしょうか。

どうぞ、天野委員。

**天野委員：**先ほどのエスコートゾーンのところについてのお話は理解いたしました。引き続き、音声案内式信号についてもご努力いただきたいと思いますと思っております。

段差に関しましては、盛り込んでいただきまして、非常にありがたいというふうに思っております。

細かい話なんですが、事業番号5-6-2なんですけれども、点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成というところなんです、ここの対象ライフステージという形で書かれておりますが、この対象ライフステージに対応する人たちというのは、ボランティアをしてくださる方たちでしょうか、受けるほうでしょうか。

**障害福祉課長：**対象の方ですので、これは受ける側の方になります。

それと、すみません、音声式の誘導装置のことで、こちらのほうもやっぱり警察所管ということで、エスコートゾーンと同じということでございました。ただ、同じように、要望のほうは機会があればしていきたいと思っております。

**天野委員：**これは、5-6-2については、受ける者の対象ライフステージということと考えるとよろしいのでしょうか。

**障害福祉課長：**そのとおりです。

**天野委員：**わかりました。

**高山部会長：**よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

**古市委員：**古市です。

前回お願いしていた点で、1点ちょっと反映されていない部分があるので、ちょっとお伺いしたいんですけれども、84ページ、4-3-6です。就学前の相談体制の充実という事業名で、この文言の中に事業概要のところですかね、「専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする」という概要が載っております。この文言の中に、「可能な限り保護者の意向を尊重し」という文言を、障害者基本法の

ところも特にそこを改正されておりますし、今、実際就学相談をやったださっている最中ですが、やはりそのところは可能な限り尊重しますということを委員の皆さん言ったださっていると思いますので、そこを目に見える形で文言の中に入れていただきたいということをお願いしたんですけれども、漏れかどうか、もしくは入れられない何か理由がありましたらご説明いただきたいなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**ちよつとごめんなさい、かなり確認しているんですけれども、今の文言から言うと、何か個別支援計画のほうにそのことと捉えて書き、追加している、80ページの4-2-5なんですが、こちらではなかった、議事録等の確認をした上で、ここだということを書いておりますが、古市委員としては、こちらだということでしょうか。

**古市委員：**どちらも同じことですね。

**障害福祉課長：**同じことですかね、両方ですよ。

**古市委員：**そうですね。事業名は違うにしても、相談体制の中で、やはり個々のニーズに応じ、その個を見て相談を受けて適切な支援という判断が、今までは、やはりどちらかという、相談員の方が考える適切な支援という基準だったと思うんですけれども、そのところが大きく、やはり保護者の意向というのが非常に大事なんだというところが変わってきていると思うんです。

なので、「可能な限り保護者の意向を尊重し」という文言は大切だなと私は思っているんですけれども、いかがでしょうか。

**統括指導主事：**もちろん入れていくことは可能ですし、これまでもそのような形で実際取り組んできておりますので、表現としては加えていくことは全く問題ないかと思えます。

**高山部会長：**いいですか。

じゃあ、この4-3-6も4-2-5と同じようなところで加筆していくという方向性にしたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

**古市委員：**古市です。

すみません、細かいこと1点なんですけれども、その次の4-4でしょうか、85ページの学齢期の支援、その下の4行の中に3行目、「また、生活能力向上のために必要な訓練の提供と併せて社会との交流促進を図るため」という、「社会との交流」という文言があるんですけれども、これも今までの議論の中で言えば、「社会への参加」という文言のほうがより適切ではないかなと思えます。いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**そうですね。これ、社会参加の促進あたりが何か適当な感じがしますね。

**高山部会長：**そうですね。じゃあ、そういうふうに修正をしていくことにします。

ほかにはいかがでしょうか。

**障害福祉課長：**すみません、私のほうから訂正があります。

77ページのリード文のところの上から2行目なんですが、「児童発達支援センター等の相談機関など市内の連携」と書いてあるんですが、市内だけじゃないだろうということがございますので、ここは「市内」というのはとってしまい、「児童発達支援センター等の相談機関」——相談機関だけでもないような感じがしますが、「など関係機関」

のという感じでしょうかね、そういう形で、連携のイメージを地域全体でという形にちょっと書きかえたいと思います。

**高山部会長**：ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

何かありますか、最後。

**猿渡委員**：何だろう、子育てから何から多分いろいろあるんですけど、基本的な部分で、やっぱりほかの例えば権利条約とかだと、他のものとの平等とかいうところが入ってくる中では、やっぱり極力、共生社会、インクルーシブというところに入っているんですけど、それに対して、やっぱりそれぞれの部分で多分、今回、質的とか量的調査という中で、すごく問題が出てきたりとか、すごく大変な部分があると思うので、これに沿ってとか、今後、杉並ではヘレンというところがあったんですけど、実際問題そういうところも必要だし、地域の中で、例えば看護師とかも含めた中で、やっぱり保育園とかこども園とかで、障害を持っている子ども当たり前という部分では、両方あると思うので、そういうところも多く皆さんのご要望を入れていただいて、やっぱり僕らが小さいころから極力ともに生きていけるような形、まして親御さんたちも就労とかがなければ、やっぱり今は子供の貧困なんかもありますので、そこも含めた形でお願いしたいと思います。

以上です。

**高山部会長**：ありがとうございます。

よろしいでしょうか、ほかには。

**障害福祉課長**：すみません、今日、佐久間委員がご欠席なんですけれども、佐久間委員からのご伝言といたしますか、やはり発信ということについてのご意見として、ちょっと読ませていただきます。

これは書きかえというよりも、意見を言う機会があれば言いたかったということなんですけど、読みます。

福祉に興味がない人の手元に情報を届けるには、人と場所の育成が必要だと思います。場所については、コンビニや商店街など地域の人が集まる生活に密着した場所の有効利用ができれば効果的ではないかと考えています。人は、全体会議でもお話があった、地域福祉コーディネーターがうまく機能すると、いい形に情報が動かせるのではないかと期待しています。

そういったご意見を機会があれば言いたかったということでございました。

**高山部会長**：佐久間委員のこのご意見を反映させた、常にこういうことを言っておられますが、5節のところの計画の方針のところ「情報発信の強化」というのが入ったということになります。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、天野委員。

**天野委員**：今の話に関連しまして、ボランティアまつりや、ふれあいの集いでしたっけ、について、もうちょっと、いわゆる福祉、今お話がありましたが、興味のない方たちや、そのほかの方たちとも共有できるようなお祭りのあり方とか、あるいはこのところ私、港区や中央区の福祉まつりや普通の港区祭のようなどころに出かけてみている



んですが、非常にいろいろな人たちがいろいろな形でかかわっているなというのが、よく感じられるところがございます。

ですから、そのような形の文京区のお祭りというようなものがあったらいいのかななんていうふうに感じながら過ごしているところなので、そのあたりについても、ちょっと今回の計画とは直接関係ないのかもしれませんが、お考えいただけるといいかなというふうに思っております。

以上です。

**高山部会長：**何かございますか。

**障害福祉課長：**このテーマだけでも、皆さんとお話ができると、すごくいいのがあると思うところがございます。今までも施設のお祭りとかがありました。どうしても、広く一般に広がりにくいところがございます。引き続きそれを充実させるとともに、例えば今年はファミリースポーツデーというスポーツに関係するイベントの中で、車椅子でスポーツされる方、東京都の協会さんにご協力いただいて、活躍のシーンの写真でしたり、DVDだったり、そして競技用の車椅子の試乗会みたいなものを行いました。これは子供さんがすごく格好いいという感じで、スポーツ選手が来てくれることで、しかも上手な、操作がうまいとか、そういう憧れがどんどん入ってくるみたいなことがあって、いろんな形で、何というんですか、変な、障壁でなくて、自然にかかわれる、そんな場面をちょっと工夫できればいいなと思います。

天野委員の参加されているところも参考に検討していきたいと思えますし、皆様のアイデアもあれば、ぜひお寄せいただければと思います。

**高山部会長：**ありがとうございます。

この計画は、文京区が立てる計画でありますので、行政的なものが反映されていくわけですね。今、これをじゃあ具体的に、例えば区民の方々を巻き込んでいく形で、どう落とし込んでいくかというときには、限界があるわけですね。

一般、文京区はどう考えるかわかりませんが、地域福祉計画を立てるわけですよ、基本的に。その後、基本的には社協が地域福祉活動計画というのを立てるんですよ。多分、これに基づいてなんですけど、そことどう連動していくかというのが、ちょっと見えにくいんですね。

だから、社協が地域福祉活動計画、そしてそこに、区民の方がそこに参画をしてつくっていく、この具体的な計画をどう、そういう今のお祭りも含めて組織化をどうしていくかという活動計画というところに対して、この障害のこの計画のところ、特にこの5節あたりのところを、そことどう連動させていくのかというのもすごく大切ですよね。

だから、そっちの計画がどういう名称かわかりませんが、普通、地域福祉活動計画というものがあるんですね。それは社協が中心になって、それを多分やっていると思えますので、そこに対してどうフィードバックしていくか、あるいはそことどう連動していくかということ、やはり考えていかなきゃいけない部分がいっぱいあるんじゃないかなという感じがしますね。特に、このバリアフリーの問題だとかを含めて、お祭りも含めてですね。

どうですか、柴崎委員、何かそういう文京区のお祭りとか、そういうことに関して何かありますか。

**柴崎委員**：民生委員の柴崎です。

ボランティアまつりとかは行きますけど、やはり興味のある方しかなかなか出てきて  
いらっしやらないので、私たちもいろんな計画を考えてはみているんですが、一般の方、  
民生委員は結構皆さんそういうことに関して興味のある方が集まっていることもありま  
して、集まるんですが、一般の方を巻き込むのがとても難しい状況で、本当は障害をお  
持ちの方に来ていただいて、その方の実情を話していただくような講演会がもうちょっ  
と増えたらいいなと思っております。

**高山部会長**：ありがとうございます。

そういうご意見もあったということで、またあれしてください。

**障害福祉課長**：ちなみに、地域支援フォーラムというのを年に2回取り組んでおります。

今回ちょっと、少しテーマを、これは施設コンフリクトから始まっている取り組みな  
んですが、次回、2月7日の土曜日に午後から行いますけれども、今回は障害のある方  
でメダリストの山田拓朗選手をお呼びして、実はこの前のアジアンピックですか、そ  
のときに、日本の選手かなり活躍で、肢体不自由の山田選手、そして知的障害の田中  
選手、両方とも金メダルだったんです。ただ、残念ながらなかなかこれが報道に意外  
とされないんだなというのが、ちょっとびっくりという、そういう意味でもちょっと  
何か報道の比重もどうなのと思いますし、錦織選手はあれだけ騒がれていますけども、  
実は、障害の国枝選手はグランドスラム制覇とか、そういった活躍も意外と知らない、  
そんな苦勞もあります。

今回、その山田選手にご登壇いただきますので、よろしかったらぜひ来ていただけれ  
ばと思います。

**高山部会長**：ありがとうございます。

何かほかにありますか。

佐藤委員。

**佐藤委員**：ボランティアまつりなんですけど、最初のころは、本当にボランティアの人た  
ちが各活動している部分を、例えば朗読でしたら、こういうふうにして朗読をして提  
供しているんですよというふうなことでお祭りが盛んだったんですが、今は、いろん  
な意味でのボランティアさんがいらして、企業ボランティアだとか、いろんなことが  
あって、それもよしとするべきなんでしょうけれども、何か物売りの観を呈している  
という感じがして、私はとても興味をちょっと、引いちゃうんですね、その部分で。  
ですから、やはり従来のもう少しお祭りをどういうふうにするべきかなというふうな  
ことも一つ考える必要があるのかなと。ボランティアというのは何だろうという原点  
に返ったときに、本当に考えさせられます。私ももう参加しなくなった一人です。

**高山部会長**：ありがとうございます、貴重な意見を。

どうぞ。

**山口委員**：明日を創る会の山口です。

知的障害者とともに歩む会としてボランティアまつりに参加していますが、確かに  
バザーのところに買い物に来る方はたくさんいらっしやるんですけど、そこから障害  
者とか福祉への興味というのがなかなか広がらなくて、二、三年前から交流の場とい  
うのを、社協でふれあいカフェとか設けていろいろ取り組みをしてくださっていて、

初回は私どもの会から、ゲームをして景品を渡す係を障害者と学生ボランティアと一緒にやってもらって、じゃんけんとかは結構盛り上がって、割とそれを機に私たちの会のところにボランティアに来てくださる方も、本当に何名かなんですけど、いらっしやっただんです。

だから、やっぱりちょっと企画のほうをもう少し考えて、やっぱり確かに買い物とかがないと人は集まらないので、そういうところも生かしながら、ちょっと企画を考えたらいいかと思います。

障害者の団体自身が運営をするというのがすごく大変で、私たちの会もなかなか人手が集まらなくて苦労はしています。

**高山部会長：**何かボランティアまつりの話になりましたが。

どうぞ。

**猿渡委員：**僕は相模原に行ったときに、障害者計画と地域福祉計画と活動計画をやったんですけど、今、こまじいにあるような招致活動のつくり方なんかも、こまじいは当事者団体とかもあって、地域に本当にそれぞれ住んでいる当事者がいろいろと住人以上ですね、みんなで、親御さんとかも、障害を持っている親御さんとか、本当に地域に住んでいる民生委員さんとか、あと本当に地域福祉活動計画に関しても、シンポジウムとか、結構僕らは相模原のときはやったりしているので、そういう中で、それぞれの本当に今、例えば、そんなに社協さんが、例えばこの計画の中に、事務局の中で具体的に一緒に活動していないとか、見えづらい部分とかすごくあるんですけど、やっぱり相互的な補完している計画であるので、そういう中では、やっぱりお互い障害者計画、地推協にしても、地域福祉計画にしても、活動計画にしても、やっぱりどういうふうに当事者がそれぞれあって、どういう課題をその中で、具体的に本当に活動計画をやっていく中では、私がやったときは、招致活動をどういうふうにつくるのかとか、いろいろそれぞれの委員会に分かれてやっぱりやったので、その中で、障害を持っている人もみんな、地域の方もどういう課題があるのかということで、8回ぐらい、合わせて本当に招致活動をどういうふうにつくるのかというところからつくっていったりとか、あとやっぱり、今年もIL文京も祭りには出るんですけど、すごく、何だろうな、区民センターでやるという部分で、ちょっと暗いというのもあると思うんですけど、もっとあれですね、何というんでしょう、何だろう、例えば区民の中で共通している課題をどういうふうに地域の中でやっぱり解決していくのかという部分とか大きいので、そういうところから考えると、本当にできれば、地域包括割でもいいと思うんですけど、それぞれの地区の中でもちょっとちっちゃいようなものができてというふうな形に発展していけるといいのかなと思うんです。

どうしても福祉というと、障害者とか、高齢者とか、児童とか、そういう対象者が、個人というよりかは、そういう団体とか、人とか、そういうところにしか来ないので、やっぱり皆さんの中でどういう問題が起こっているのかというのをすごく捉えにくいと思うんですよね。でも、やっぱりいろんな方が、こういう問題があるよねというような、タウンミーティングとかでもいいと思うんですけど、そういうのが地域の中で開かれていけば、それぞれの地域の課題とか、例えば文京区だと障害を持っている方が本当に地域の中で出にくい、活動しにくいので、僕なんかも結構いろんなところを歩いているん

ですけど、決まった人にしか会わないとかが多いんですね。なので、そういう中では、本当に皆さん、コミュニティバスの問題とかもいろいろあるので、そういう中で、本当にそれぞれの地域の中でどういうふうな困り感があるのかというのを共有できる場とかを、これからできれば活動計画も含めて連携していけたらいいのかなと思います。

以上です。

**高山部会長：**そうですね。ありがとうございます。

イベントというのは大事なんですけども、むしろやっぱり日常的なつながりをどういうふうにつくっていくのかというほうが一番大切ですよ。

この計画とはちょっとあれですけど、イベントは予算もありますけども、あんまりきちんと評価されていないんですよ。ちゃんと評価していないんです。だから、漫然と前年度の踏襲を続けていくということになっているということがほとんどなんですよ。だから、今の問題がありますね。だから、そういう問題、ちょっと違うルートで、そういうことを、意見が出ていたことを、ちょっとフィードバックしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

**秋田谷委員：**福祉センター幼児部父母会、秋田谷です。

83ページの4-3-4、保育園障害児保育と、4-3-5で幼稚園特別保育が計画には載っているんですけども、就学前のお子さんで、保育園にも幼稚園にも通われていらっしゃるお子さんを預かる、預かりの場所というのは、文京区では、特にこの計画等には載っていないんですけども、どういうふうにお考えなのかをお伺いしたいんですけども。

**障害福祉課長：**それは障害をお持ちのお子さんで、保育園は就労の関係と思いますが、福祉センターにもかかわっていないということでしょうか。

**秋田谷委員：**福祉センターに通われている方でも、幼稚園、保育園に通われていない方がいらっしゃると思いますし、今現状では、福祉センターは預かりの施設ではなく、療育の施設という位置づけになっていて、週に何日か数時間という形になっていますので、それ以外の時間を保育園、幼稚園で過ごさないお子さんの預かり場所ということでのお考えということなんですけれども。

**福祉センター所長：**福祉センターの福澤でございます。

今現在では、福祉センターに通っていらっしゃるお子様というのは、ほとんどは保育園、幼稚園に通われていらっしゃる、併用されている方が多いというのが現状です。

ただ、保育園とか幼稚園にやっぱり通えないというような子もいらっしゃると思いますので、来年度、教育センターに療育部門が移るわけですけども、そこで定員の枠を増やしますので、その中で、例えば保育園とか幼稚園にちょっと難しいというようなお子さんを福祉センターに、今ですと週1回とか2回なんですけど、例えば週5日とかというようなことも含めて、今ちょっと検討しているところではございます。

ただ、やはりあくまでもそのスタンスとしては、療育というところで、就労支援というような時間帯を、保育園と同じような時間帯をお預かりできるかということ、ちょっと体制的にも今の段階では難しいかなというふうには思っておりますが、そういったこともちょっと今考えているというような状況でございます。

**障害福祉課長**：追加で、今ご利用もいただいているかもしれません。短期保護、これは障害福祉のほうもございます、こちらのほうは3歳以上にはなりますけれども、ご利用がいただけるという預かりの機能の事業でございます。

**古市委員**：古市です。

ちょっと私も実情がわからないので、教えていただきたいんですけども、今、今度新しく教育センターになると、それで療育に通われる方がいらっしやいまして、一定時間、例えば10時から2時とか通われていきますよね。今現在だと、そこから例えば保育園の方は保育園に戻られたり、幼稚園に午前中行って、午後療育を受けられたり、そういう体制だと思うんですけども、なかなかそれが、移動が難しいという方もいらっしやと思うんです。そうすると、療育の後に一時預かり的なもの、あるいは就労の関係で朝からちょっと一時預かりを一、二時間して、療育に移って、その後という形で、そういうような、何というかな、保護者のニーズに応じた、もしくは子供たちの移動がなるべく少ないようにとか、そういった視点で事業というのがあるといいなというのは、前々からちょっと漠然と思っていたんですけども、いかがでしょうか。

**福祉センター所長**：そういったニーズがあるということは、十分私どもも認識をしております。

ただ、その部分については、場所の問題ですとか、それから、あとは体制の問題もありますので、今後の課題ということで、とりあえず来年度のオープンをするときには、その部分は、まだすぐに実施というようなところは難しいというのが現状でございます。

**古市委員**：ありがとうございます。もちろん来年度すぐには、今、計画を立てていただいているわけですから、そこに入れ込むのは難しいかなと思いますので、実情を見ながら、将来的には近い将来そういうのができると、より親御さんも安心して療育と子育てができるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**高山部会長**：ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

**江澤副部会長**：文京槐の会の江澤です。

権利擁護と成年後見のところなんですけど、ここは社協が中心にかかわられている、それに異論はないんですが、ここに基幹相談はどうなんですかね。虐待、それから権利擁護等々に……

**障害福祉課長**：ページ数を、すみません。

**江澤副部会長**：ごめんなさい、66ページです。

**障害福祉課長**：具体的には、2-2-2でしょうかね。

**江澤副部会長**：そうですね。それと、虐待のほうもそうだと思いますが、2-2-(4)等々なんですけども、ここの全体的な部分で基幹相談支援事業がかかわる部分が書かれていないので、相談支援で書かれていることは確かなんですけども、実質的には成年後見も含めて障害特出の部分があるので、これは書き込んでいただいたほうがいいかなというふうに思います。

**障害福祉課長**：確かに基幹相談支援センターは、権利擁護に対しても対応していくとい

うことが、法上位置づけられておりますので、確かにちょっと、漏れているというか、最初に書いてあるけど、ここに書き込みがないということですね。ちょっと工夫いたします。

**高山部会長：**じゃあ、それを加筆していくということですね。

ほかにはいかがでしょうか。

6章はボリュームがあるところですので、また読んでいただいて、何かあれば、またご指摘いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほか、6章ありますでしょうか。

どうぞ。

**秋田谷委員：**福祉センター幼児部父母会の秋田谷です。

80ページの4-2-6、専門家による巡回相談事業なんですけれども、事業概要で、「専門家が保育園、幼稚園を巡回し、発達に遅れ等ある子に関して職員への助言や家族への支援を行い」ということなんですけれども、福祉センターには、保育園、幼稚園に通われている子のお母さんがいらっしゃるんですけれども、巡回相談は、保護者に対して特に何もなくて、保育園、幼稚園の職員への助言は行うんですけれども、特に家族への相談等を聞いたことが、皆さんないというふうにおっしゃるんですけれども、そういったところで、この「家族への支援を行い」というところが、ちょっと漠然としているのかなというのがありまして、そちらを「保護者への支援、相談」というふうに変えていただくと、もう少し専門家による巡回相談が保護者のほうにも届くのかなというふうに思ひますので、変更していただければと思うんですけれども、お願ひできますでしょうか。

**高山部会長：**この「家族」というところを「保護者」というふうにするというご意見ですか。

**秋田谷委員：**「家族への支援、相談」でもいいんですけど、巡回相談事業という事業名なんですけど、支援ということで、ちょっと漠然としているような気がするんで、相談も入れていただくと、家庭、家族と専門家が相談もできますし、いつ専門家が幼稚園や保育園に巡回しているということも保護者は知らない状況なので、教えていただくように先生にお願ひしても、それは職員への助言が主ですというふうに言われてしまっていることがあるので、もし「家族への支援、相談」というふうにしていただけると、専門家と家族が相談がしやすいのかなというふうに思ひますが。

**福祉センター所長：**福祉センターの福澤です。

福祉センターで行っております保育園や幼稚園等への巡回相談につきましては、基本的な支援のスタイルとしては、保育園、幼稚園、園に対する支援、それから、そこで保育等をされている職員への支援というところがメインでございます。これは直接お子様への専門職による、何ですかね、支援ではなくて、そこに通われているお子さんの対応であったり、保育の仕方であったりというところを、園や職員へ支援しているというところがメインでございます。

なかなか発達に課題があるなというお子様でも、親御さんがそれをなかなかまだ認識されていなかったり、認められない方も結構いらっしゃるんで、そういう方については、なかなか親から福祉センターのほうへ相談があるのかということがないものですか、そういったお子様への対応というようなところも主眼に置いてやっているところで

ございます。

ですから、あと親御さんへの相談ということであれば、福祉センターのほうで、ぜひ相談のほうを受け付けておりますので、そういったことでご理解をいただければというふうには思います。

**高山部会長：**基本的にこの事業は、要するに保育士だとか教職員に対しての相談ということで、直接ご家族や保護者の方の相談には入らない、基本的に。

**福祉センター所長：**そうですね。この巡回相談という部分については入らないです。

**高山部会長：**そういう理解なんですね。

どうですかね。

**佐藤委員：**単純な質問ですけど、じゃあ家族への支援というのは、どうしてここへ書かれたんですか。専門家に保育士とか、そういう方たちへの支援とだけ書くのであれば納得——納得もしませんが、保護者、家族への支援ということであれば、やはりきちんとした支援も家族にしますよということでしたかかないと、とても障害児を持つ親御さんは不安ですし、私も障害児を育てましたから、こんないい相談はなかったものですから、場所はなかったものですから、一人で悩み、一人でというわけでもないですけど、やはりきちんと支援をするというふうにしていきたいと思います。

**高山部会長：**ここの文言が、ちょっと誤解を与える文言になっていますから、要するに家族に対して、あるいは保護者に対して支援をどういうふうに行っていくかということスーパーバイズするみたいなことですよ。だから、家族に直接支援をするというふうにとられちゃうので、ここの文言は、ちょっと考えましようか。そういうことでいいですかね。

これだと直接的に家族に対しても支援を行っていくというふうに取り取りちゃう可能性があるということですよ。

**佐藤委員：**読み取りましょう。

**高山部会長：**何。

**佐藤委員：**読み取ってやってもらいましょう。

**安達委員：**そう読み取って、要するに範囲を広げて。

**高山部会長：**そういう意図ですか。

**安達委員：**そういうことですよ。

**福祉センター所長：**ちょっとここは巡回相談ということで、福祉センター以外にも教育委員会のほうでやっている巡回相談も含めてのちょっと表現だったので、そこら辺も調整して、少し検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、保育所等訪問事業というの、今後、児童発達支援センターの行う事業として計画の中にも書いてございますが、今後、検討していきますけれども、こちらは園、保育園への支援というよりも、そこにいらっしゃるお子様への直接支援というようなサービスでございますので、そちらのほうも今後は考えているというところをちょっと補足させていただきます。

**高山部会長：**どうぞ。

**古市委員：**古市です。

この話題は、連絡協議会でも出る課題でありまして、学校に来てくださるSTの先生、

あるいは――STだけですかね。言語の聴覚士の先生、OTもいらっしやいますかね。専門の先生がいらっしやるんですね。そのことは、巡回されているということは知っているんですけども、どういう内容のアドバイスをその先生にされたのかというのが、全くフィードバックというか、情報共有がない、私たちは知り得ないんですね。先生も専門の方からこういうアドバイスをいただきましたということを一言、保護者の方に言っていただきますと、非常に家でもできることがあるんじゃないかとか、しなくてもいいんですけども、例えば連携という意味では、情報の共有とか透明性というのは非常に大事だと思っていますので、何かしら、例えばそういう情報が目に見えてわかるような複写式のものでももちろん確実性がありますし、伝言ゲームみたいになっちゃいますので、先生がそう聞きました、保護者に伝えましたといったときに、微妙なニュアンスが変わってきたりとかもしますので、専門の先生がこういったシーンがあったほうがいいというので、今後どうですかというところのアドバイスを見えるような形にされるというのは、どうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

**高山部会長：**そこはそうなんです。そこが一番大切なことで、ある子供さんに対しての支援のあり方で、巡回相談にそういう目線で来ると。それって保護者を巻き込んで一緒に考えていくような仕組みをしっかりとつくりたいといけないということだと思いますよね。それは、恐らく、そのところがうまく文言に書けるといいなど、ちょっと思いました。

ですから、教職員や保育士の人たちだけで情報を持っているというよりも、むしろ保護者を巻き込んでいく――巻き込んでいくというか、一緒に考えていくようなあり方というのがいいだと思いますよね。だから、その辺の文言がしっかりと書かれるといいかなと思いますね。

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

そういう意味では、いろんな事業がありますけれども、なかなか全部は実態がわからないというのがありますので、今みたいなご意見はすごく大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはよろしいですか。

それでは、7章に入りたいと思います。

**障害福祉課長：**先生、すみません、その前に、先回、自立支援協議会にこの6章までをお諮りいたしました、その意見についてご報告させていただきます。

皆様は、本日の席上配付資料1をご覧ください。自立支援協議会における障害者計画についての意見聴取ということで、主立った意見をここにまとめさせていただきました。

1番目です。テーマとしましては、精神障害者の地域移行・地域定着についてということで、委員の方からは、文京は、事業者への補助などの対応やグループホームの整備数などがまだ不十分であり、地域の課題として捉えて取り組むべきである。

また、具体的な支援を進めていくためには、まず都外入院者へのアプローチを実施すべきである。どういう方がどれだけ入院しているかを知り、どのような支援が不足しているかを検討することが第一歩であるというご意見がございました。

2番目のテーマですが、グループホームについて、これは計画事業のグループホーム



の拡充という、これは書き方の説明となります。設置数と竣工時期でちょっとわかりにくいということをご説明した項目です。

3番目です。計画事業量の見込みについて、委員のご意見は、過去の伸び率を基準に見込みを算出するのも一つの方法であるが、過去の実績が伸び悩んでいる事業については、利用を進めるための対応策を検討し、別途見込みを立てる必要がある。これは主立った見込み量が、過去3年間を見ながらというご説明をしておりますが、単純に過去がどうだから、これからもというのではなく、伸び悩んでいるものについては、ちゃんときちんとという、そういう視点を持ってほしいと、そういうことをございます。

それから、4番目です。計画相談支援について、これはいわゆるケアプランのようなものですが、ここについてのご意見です。委員のご意見は、29年度の見込み量は、事業利用対象者のうち、どのぐらいの達成率になっているのか。また、セルフプランとの比率はどの程度になっているのか。計画数を増やすための手だてはあるのかという、一人のご意見。

それから、同じテーマについて別の方も、29年度の見込みは1,423件となっているが、29年度の事業者数では作成しきれない件数である。件数を増やすためには事業者を増やすことが必要だが、それには行政の力が必要である。

こちら、ケアプランに近いものなのですが、かなりこの作成数が、なかなか伸びないということについての事業所の皆様からのご意見となります。

ちなみに、この件数はプランの数でして、人数は大体これを割る2、最初につくるプランが1件、そして半年後ぐらいにモニタリングとして見直しをする件数が1件ということをございますと、おおむねこの半分の数の方が実対象者数、大体七百数十名の方が対象者であろうということをございます。

いずれにしても、作成する事業者の方への全然見込みが難しいということをござされた方のご意見でした。

5番目です。区内の就労者数について、こちらはハローワークの方から、ハローワークで把握している数より少ないように感じるけれども、いかがかということござです。区内全体の就労者数をハローワークが把握しているのであれば、資料に入れてもよいのではないかということござです。

区の事業計画ですので、区の就労支援センターの数で計画は盛り込んでおりますけれども、区全体のボリューム感というのをどこかで出せないのかなというようござ意見でした。また、こちらのほうもちょっとそれで検討したいと思っておりますが、なかなか数の精査はちょっと難しいなというのがございましたが、ご意見としてありました。

6番目です。障害者・児の居場所について、計画事業の4-5-8、「b-1ab」、これは中高生に向けての新しい事業ですが、これは障害者というか、障害児ですかね、が行って実際に使えるのかどうかということござです。これについては、特段障害児だからだめだとか、そういうことはありませんよ。ただ、特別の配慮体制をとっているわけではないけれどもというようござです。ですので、何らかの支援者が一緒だとかということござ可能だというふうござです。

それから、7番目、障害者に対する育児支援について、ご意見が、障害者の方が子育てをしている場合、何か育児支援を行っているのかということござ、保健所のほうから、

それは現在もやっておりますよというふうな委員からの報告がございました。

簡単ですけど、以上です。

**高山部会長：**自立支援協議会の委員の方からのご意見です。

佐藤委員、安達委員もメンバーなんですが、安達委員、何かありますか。だいぶおっしゃっていたから、何かちょっとまた言っていただきたい。

**安達委員：**あせび会支援センターの安達です。

だいぶ言ったなという記憶はあるんですけども、どっちかというのと、あのときって何でしたっけ、地域移行の話だったかと思います。障害者の方の入院、長期入院されている人の退院支援というあたりのところですよ。

それで、やっぱりグループホームの数も少ないし、実際に進めていくに当たってのやっぱり資源の開拓ということの話をしたかと思っておりますけども、それでいろいろ批判的なこととお話ししたかと思うんですけど、要は、地域移行をやる事業所というのはどこかと言ったならば、文京区内でうちしかないんですね。要するに、指定をとっているところが。うちが実際に進められていないというのが現状なので、自分らの責任なんです。要は、半分は。なので、非常にやっぱり自分たちも何とかしなくちゃいけないという思いで、この話は前回というか、自立支援協議会では話をしたつもりでいます。

ですから、文京区にとって非常に重大、重要な課題なのではないかなというふうに、非常に重く考えているという、そういう部分で話をしたつもりです。

**高山部会長：**ありがとうございます。

これは、重要なのはこの3の部分なんですね。要するに、いわゆる過去の伸び率を算定して、次の計画に落とし込むわけですけれども、伸び率が低いと、ある意味で低いと、結局その算定が低くなっちゃうわけですよ。だから、伸び率が低いということは、その事業が本当に届いているかどうか、あるいはどういうふうに届かしているかどうかということが課題になるわけでありまして、そここのところがどういうふうにチェックされているのかということところが非常に極めて大切なところなんですね。

低いからといって、その事業がニーズがないわけではないはずなんですけど、それが届いていないかもしれないというときに、どういうふうにやっていくのかということが指摘されたということが、極めてこういう計画を立てるときに重要なところかなと思いました。

これはあれですかね、意見を聞いて、これがどういうふうに反映されるんですか。

**障害福祉課長：**今の精神障害者の方の地域移行等については、この次の7章の中で、ある程度さわらせていただきます。

それから、事業量の見込みについては、実はちょっとこれも含めながら、これも7章のほうで改めて一覧にしてあります。一方で、施設整備の関係も、もうちょっときちんと踏み込もうということで、実は前回と少し数字が変わっている部分もございます。

**高山部会長：**どうぞ。

**安達委員：**あせび会支援センターの安達です。

今後の数値目標の立て方なんですけども、何らか事業所とすり合わせるであるとか、そういうことをやっていく、実際に具体的に本当にその数値をちゃんと進めていくのであれば、そういうことも含めてやっていく必要があるんじゃないのかなと思うので、そ

ういうやっぱりすり合わせというか、あと、それに含めた全体のちゃんとした進行管理というところを非常に重点を置いてやっていったらいいんじゃないのかなというふうに思っております。

そうじゃないと、数字がただ出てきている、目標が出てきているだけで、その数字の中身が何なのか、それが意義のあることなのか、その数値の量でいいのか悪いのかというのが、やっぱり非常に曖昧なまま進んじやうんじやないのかなというふうに思っております。

**江澤副部長：**文京槐の会委員長の江澤です。

その件に関しては、調査をかけるときに、事業者のヒアリングをぜひ実施してくださいということで強くお願いをしたところでしたが、実現しなかったということは、一つ大きな要因にあるだろうというふうに思いますね。

それから、利用計画の問題であっても、文京の利用計画については、実際に今すぐに利用できない資源についても利用計画の中に盛っていきこうと。要するに潜在的な部分を顕在化させていきこうという、そういう計画をつくろうというふうに、最初、相談支援部会で、随分とそれは確認した事項なんですね。

ですから、その利用計画の策定時自体が非常に滞っているというところも大きな問題だろうなというふうに思いますし、ただ、その利用計画の説明に当たっても、果たしてケアプランのようなどいう、そういう説明の仕方が適切かどうかというところも含めて、一つ認識をいただければなというふうには思います。

**障害福祉課長：**まず、事業量の見込みが、事業者の参入がかなり進んでいることもあって、例えば放課後等デイでも、もう既に使っている事業所が二十数カ所になってきているだとか、区内だけでもいいんじゃないかという、そういう話かと思うんですが、介護保険でも同じように見込みをつくっていくんですが、ちょっとそのヒアリングまでの手間がかなり厳しいかもしれない。ただ、主立ったところというのは確かにあり得るかと思えます。

また、利用計画のほうは、本当に確かにケアプランと言っていいのか、給付管理はしませんしね。ですので、ただ、これがいかに進まないかは、本当に23区でも情報を共有しながら、これはちょっとこのスキームじゃ難しい、じゃあどうするかということは今考えながら検討しているというところがございます。確かにまだ続く課題ですね。

**江澤副部長：**その実施に向けての可能性というのは、かなり厳しいというのはよくわかるんですけども、実態として事業所が圧倒的に潜在的なニーズを抱えているというところ、要するに事業所のところに相談が来て、そこでやっぱり使えないですねって、だめですねって、そのまま沈んでいる部分がたくさんあるので、その辺をどうやって表に出していくかというところだと思いますので、必ずしもヒアリングという方法だけじゃないかもしれないというところを、ちょっとご検討いただければというふうに思います。

**高山部長：**よろしいですか。

**障害福祉課長：**確かにこの計画をつくり終わったら、これはちょっと力を入れてやらないことには、今なかなかその切り込めないところがございます。でも、これはきちんと見通しを持たなきゃいけない内容ですので、ちょっと時間をとらせていただけれ

ばと思っております。

**高山部会長**：ありがとうございます。

ほかには。

どうぞ。

**古市委員**：すみません、古市です。

今の意見聴取のこの項目を読んでいまして、6番目の「b-1ab」の話ですけれども、これは障害者が行って実際に使えるのかどうかという漠然とした内容なんですけど、今お答えにありましたように、行っていけないわけじゃないということですけど、その後に、特に対策をとっていないというお答えだったかと思うんですけども、もちろん障害のあるお子さんがいて、中高生がいて、あ、高校生ですかね、これは。中学生、小学生．．．対象がどこになりますか。

**障害福祉課長**：中高生です。

**古市委員**：中高生ですね、の方が行って、あるいは移動支援のヘルパーさんがつくにしても、お一人で行ったとしても、そこの職員の方にそういう適切な対応ができる方がいらっしゃれば一つ安心なのかなと思うんです。適切なというのは変な話なんですけど、例えば障害のあるお子さんが来たときに、理解がきちんとあるかどうか、言葉かけ等、もうささいなことなんですけれども、そういった職員の方、教員の方、対応する方が、全く知識がないと、やっぱり私たちは嫌な思いをしますか、やっぱり利用者にとっては心地よくないんじゃないかと思しますので、今からできることとすれば、特別な対策というよりは、その教職員、かかわる方に、何かしらそういう教育というか、そういう講演、勉強会じゃないですけども、そういうこともやっていただけるといいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

**障害福祉課長**：成りかわって答えるには、ちょっと難しいと。ただ、同じように、この項目は児童館だとか、ほかの子育て広場とかいろいろありました。おっしゃるとおりに、一定、全員とは言わないまでも一定のという、誰かが、こういうときはねということがわかっている人がいることはとても安心につながりますし、それを目指すべきであろうと思っています。

ただ、今回初めて始まる事業開始のところなので、ここだけでなく、ほかも全体そうだと思います。それは徐々に徐々にという形で、目指す方向は共有しながら、取り組む課題かなというふうに思っております。

**高山部会長**：よろしいでしょうか。

ちょっと時間があと10分になりましたので、7章に移って。

**障害福祉課長**：それでは、7章です。

104ページをおあげください。7章は、障害福祉計画における成果目標についてという項目です。

この成果目標といいますのが、国から、第4期ですので、27年から29年の計画の策定に当たって、市町村が地域生活支援事業を提供するための体制として、計画的にやりなさいと、基本指針に示しているものということです。

内容は四つございます。この中身は、一度、第3回の検討会でお示しした中身でございまして、本日の席上配付資料4に、横になっているものですけども、ちょっと思い起

こしていただければと思います。

この成果目標、四つの柱からできております。施設入所者の地域生活への移行、今まさに先ほど話題になっていた点です。これはどちらかというと、障害、知的身体の障害の方。そして、次が、入院中の精神障害者の地域生活への移行、指標としても幾つか、「入院後三か月時点の退院率」、こういったものが出ております。3番目の柱が、障害者の地域生活の支援、これは拠点を整備してくださいという中身になります。特に、地域移行とか定着に関係する拠点という意味です。それから、4番目が、福祉施設から一般就労への移行、これを今以上に進めましょうと、この四つになります。

これに基づきまして、104ページで書かせていただいております。

1番目です。福祉施設入所者の地域生活への移行ということで、国の示す数値については、この点線で囲んでいるところ、施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること、それから、4%以上が入所者数削減、これが国が示すものです。これを受けまして、下のダイヤモンドで書いてございますが、一つは、入所施設につきましては、来年度初めて区内に40床の施設ができます。そういうこともありますので、国はこのようには話しているものの、うちとしてはどちらかというと、合計25名程度の増加を見込みますという形です。入所に関しては、今、地方の施設から区のほうに戻られる方もいらっしゃいますので、増加の数は40ではございませんけれども、どちらかというと増加。それから、地域移行のほうは少しずつということで、足し引き一人、毎年一人ずつ減るよというよということ、これは毎年一人が合計人数から減るという意味ですね。イメージは、どちらかというと、今、地方にいらっしゃる方、こちらへ戻られ、そして、できれば施設からグループホームだったり居宅に戻ると、そういうイメージでございます。

次のページの2番目です。入院中の精神障害者の地域生活への移行、上のほうに国の示す基準がございます。ダイヤモンドのところは区の方針ですけれども、本区では、退院者の地域生活移行の有無についての追跡調査や退院者に対する支援の実施など、今後東京都等と連携して実態把握に努めるとともに、受け入れ態勢を整備し、地域移行を進めていきます。この項目は、都道府県のレベルで目標数値を上げていくということなので、こちらのほうは、区としては方針を文言化したという形でございます。

次の3番目、地域生活支援拠点等の整備、これはどちらかというと、先ほど地域包括支援システムが出ておりましたが、これに近いイメージのものですが、医療・介護等を含めた支援拠点のその障害者の方に対するものです。本区としましてはということで、下の2行、地域の課題や資源等の実情を勘案し、自立支援協議会や関係機関と協議しながら、平成29年度末までの整備が可能となるよう検討を進めていきます。今回、細かい内容を盛り込み切れませんが、これは検討しますよという方向で出しております。

4番目、福祉施設から一般就労への移行、国が定める基準は、ここの囲みにあるような中身です。そして、本区といたしましては、24年度は13人が福祉施設から一般就労へ移行という、そういったことを踏まえ、24年度実績の2倍の26名を目標としてという形で計画をつくりました。

次のページへ行きます。

また、成果目標の達成についてはということで、ご覧のような中身で、就労移行支援事業の利用者数について目標を定めております。

そして、第2節です。見込み量、これが、今まで6章でいろいろ書かれていたものを、進行管理をすべきものについて一覧したものになります。この表示の仕方が、国の定める仕方が107ページの上のほうに書いてございますが、各事業の1月あたりの利用者数及び利用量、いろんな表示の仕方がありますけれども、これは1月あたりどうだという形の書き方でこのように書いてございます。全て数字は、第6章のものをこのような形で書きかえたものというふうにご確認ください。

そして、108ページ、これは国の方針として、障害福祉計画の進行管理、これはPDCAサイクルでやっていきなさいということが書かれておりまして、それを説明しております。

すみません、長くなりました。以上です。

**高山部会長：**この7章に関しては、いかがでしょうか。

安達委員も言われたように、進行管理がすごく大切になってくると思います。今回もいろんなご意見がありますけれども、全て、数量的に盛り込むことができなかったこともありますけれども、重要なご意見がたくさんありましたよね。これ、27、28、29の3年間の計画ですよね。この3年間というのは、実は、例えば新しい機関だとか、改変された機関が活動していくわけですよ、本格的に。要するに、基幹相談支援センターもそうですし、新教育センターもそうですし、それから就労支援センターも民間に移譲していくわけですよという意味では、いろんな新しい取り組みというか、機関ができていくという流れの中にありますので、何を言いたいかということ、27、28、29とあるときに、29年度にまたこの計画を立てなきゃいけないわけですよ。だけど、その計画を立てるときというのは、作業部会になっちゃうわけですね、こういう形で。ですから、28年度のあたりからしっかりとその進行管理的なPD、そのサイクルをきちんとやっていくようなところをやるというふうに盛り込んでいったほうがいいかもしれませんね。

ですから、そういう意味では、いろいろな新しい機関が動き出しますので、そのことも含めて、きちんと、いわゆるPDCAサイクルの中に盛り込んでいくという形だとか、あるいは、どういう調査かわかりませんが、事業所の方とのいろんなコミュニケーションをとっていきながらみたいなことも含めてですね、という意見が出ていましたので、進行管理の具体的なあり方みたいなことを幾つか書いておく必要があるんじゃないかなというふうにちょっと私は思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

3年後になると、また行政の人たちは変わってしまいますので、大体。ですから、そういう意味でも、しっかりと文言に落としておくというのは大切かもしれないですね。

よろしいでしょうか。

ほかにご意見があれば、また後日でもお知らせいただければと思いますけれども、とりあえず今後の予定についてお願いします。

**障害福祉課長：**少々駆け足になりましたが、本当にこれまでのご議論ありがとうございました。今のご意見も踏まえつつ、中間のまとめの案を作成してまいります。

今後のスケジュールです。11月18日に、全体の計画を検討する地域福祉推進協議会がございまして。そして、12月、そこで協議されますが、多分12月の中旬以降にパブリックコメントを行うことになるであろうと予想しております。また、12月の中旬以降に、区

民説明会、予定では3回ほどというふうなことを聞いておりますが、これも地推協で決まると思います。説明会を行います。そして、この会ですけれども、第6回の障害者部会は、そういったことを踏まえた上で、1月の下旬、具体的には、20日の火曜日、10時よりこの場所で行いたいと思います。内容としましては、最終案についての検討ということになります。

説明は以上です。

**高山部会長：**ということですね。

以上で大体終わりですか。

ほかに何か、皆さん、ございますでしょうか。

どうぞ。

**古市委員：**古市です。

さっきのスケジュール、パブコメとか区民説明会の情報、詳しい日程等は委員のほうには配られるのでしょうか。

**障害福祉課長：**18日に決まり次第、皆様にはまたご連絡をさせていただきます。

**高山部会長：**ほかにはよろしいですか。

これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上